

平成29年12月定例会 議会運営委員会の概要

日時	平成29年12月 4日(月)第1回	開会	午前 9時36分
		休憩	午前 9時45分
	第2回	再開	午前 9時51分
		休憩	午前10時 1分
	第3回	再開	午前10時15分
		散会	午前10時27分
	12月 8日(金)	開会	午前 9時30分
		散会	午前 9時39分
	12月14日(木)第1回	開会	午前 9時34分
		休憩	午前 9時44分
	第2回	再開	午後 0時15分
		散会	午後 0時18分
	12月18日(月)	開会	午後 1時19分
		散会	午後 1時23分
	12月22日(金)第1回	開会	午前 9時30分
		休憩	午前 9時37分
	第2回	再開	午後 3時16分
		閉会	午後 3時25分

場所 議会運営委員会室

出席委員 諸井真英委員長

須賀敬史副委員長、塩野正行副委員長

立石泰広委員、新井一徳委員、神尾高善委員、田村琢実委員、本木茂委員、

宮崎栄治郎委員、小谷野五雄委員、野本陽一委員、水村篤弘委員、田並尚明委員、

権守幸男委員、石川忠義委員、秋山文和委員、木下博信委員

出席者 小林哲也議長、土屋恵一副議長

欠席委員 なし

説明者 奥野立副知事、砂川裕紀企画財政部長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議会の運営に関する事項

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第4号	政務活動費の支出を証明する領収書のインターネット公開を求める請願	継続審査

平成29年12月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成29年12月4日(月)第1回)

---

**委員長**

- 1 知事追加提出議案についてだが、奥野副知事の説明を求める。

**奥野副知事**

委員長のお許しをいただいたので、今定例会に追加提案を予定している議案について、御説明申し上げます。

まず、12月8日・一般質問初日に御提案する議案について御説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会平成29年12月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。

追加提案する議案は、条例1件である。

資料1を御覧いただきたいと存じる。内容は、「埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例」である。詳細については、資料2「条例案の概要」を御覧いただきたいと存じる。去る11月24日に、特定非営利活動法人コスモス・アースから、指定の取消しの申出があったため、当該法人を指定特定非営利活動法人から除外するための改正である。

次に、最終日に追加提案をお願いしたいと考えている人事議案について、御説明申し上げます。

お手元の資料「平成29年12月定例会に追加提出する人事議案」を御覧いただきたいと存じる。内容は、教育委員会委員及び収用委員会委員の任命についてである。埼玉県教育委員会委員に・井晶子氏を新たに任命することについて、埼玉県収用委員会委員に星野信吾氏、藤縄雅啓氏、石川猛氏の3名を新たに任命することについて、御同意をお願いするものである。経歴等については、お手元にお配りしてあるので、御覧いただきたいと存じる。

以上が、今定例会に追加提案を予定している議案の概要である。よろしく御願ひ申し上げます。

**田村委員**

追加提出議案のうち、条例についてだが、なぜ追加提案という取扱いとなったのか、執行部に確認したい。

**奥野副知事**

先ほども申し上げたとおり、当該指定特定非営利活動法人からの申出が11月24日にあり、その後、条例改正の手続を行うこととなったため、追加提案という形にさせていただきました。

**田村委員**

招集告示日はいつであったか。

**委員長**

- 1 11月27日である。

**田村委員**

それには間に合わなかったということか。

## 奥野副知事

条例改正については、庁内手続等もあり、11月27日に提出することは間に合わなかったものである。

## 田村委員

執行部は、議案を追加提案することについて、安易に考えているのではないか。できる限り当初提案するよう努力すべきであるとする。当初に提案することで、我々としても、事前に準備することが可能となり、議会としてもきちんとした対応を取ることができる。追加提案するということは、本会議において再度、提案説明等を行うということで、時間を割く必要がある。こういった場合に追加提案となるか、きちんと整理すべきである。事前に把握できているものについては、当初に提案すべきである。

## 奥野副知事

今後は、できる限り追加提案ではなく、当初に提案できるよう、体制を整えてまいりたい。

## 委員長

執行部におかれては、そのように対応していただくよう、願います。

## 野本委員

事前に条例改正が必要となることが分かっていたのであれば、速やかに条例案として提案すべきである。

## 小谷野委員

分かっていたのであれば速やかに提案すべきである。

## 田村委員

もう一度確認させていただく。11月24日に当該法人から申入れがあったため、条例改正の対応を行ったとのことだが、元々問題を起こしていた法人であることは執行部も分かっていたはずである。それであれば、こちら側から取消しを行うという方向性を定め、条例案の提案を行うということは検討されなかったのか。

## 奥野副知事

11月18日に当該法人の理事会が開かれ、理事長の交代やNPO法人として行う業務内容の変更等が行われた。この理事会の決定に基づき、11月24日に当該法人から取消しの申出があったものである。

## 田村委員

この法人については、しっかりとした対応が取られておらず、立入検査を行えばすぐに分かるはずであり、実際に県は立入検査を実施している。そのような状況において、県から取消しを行うことは検討しなかったのか。申出がないと、県から取消しを行うことはできないのか。

## 奥野副知事

手続の詳細については、私自身も把握していないため、至急調査し、お答えさせていただ

く。

**田村委員**

条例を提出している副知事が知らないということは、大問題ではないか。当該法人が申し出てきたことを受け指定の取消しを行うのか、県の行政指導として指定の取消しを行う必要があると判断するのかは、全く次元の異なる話である。私は、今回のケースは県が主体的に指定の取消しを行わなければならないものと認識している。それを想定して条例を提案してくるというのであれば理解できるが、当該法人が申し出てきたから条例案を提案するという姿勢はいかかなものか。手続上の問題も把握しない状態で提案してきているということは、議会軽視ではないのか。

**野本委員**

それでは提案者として出席している意味がない。

**田村委員**

提案者が答えられないのであれば、条例の提案自体を取り消すべきではないか。

**委員長**

執行部は、今、答えることは難しいか。

**委員長**

暫時、休憩する。

平成29年12月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成29年12月4日(月)第2回)

**奥野副知事**

原課に確認したところ、この事件については、警察の捜査が現在も行われているところであり、法令違反が確定したわけではない。法令違反が確定していれば、職権で指定を取り消すこともできるが、現在は法令違反が確定していないため、今回は当該法人からの申出に基づき指定取消しをお願いしているところである。

**田村委員**

内容は承知した。しかし、11月18日に当該法人の理事会が開かれ、申出が11月24日にあったとのことだが、執行部はその流れについて、情報をつかんでいたのではないか。つかんでいたのであれば、事前準備ができるはずであるので、きちんと当初提案していただきたかった。今後については、精査の上、適切に提案していただきたい。

**奥野副知事**

今後は、こうした先が見通せる案件については、できる限り当初提案できるよう、取り組んでまいりたい。

**委員長**

2 議席の枠の変更についてだが、畠山稔議員が、12月1日付けで議員辞職したことによる会派別所属議員数の変更に伴い、議席の枠を変更する必要性が生じている。については、お手元の資料1のとおり、民進・無所属の議席の枠を変更することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

ただ今の枠の変更を受け、民進・無所属から議席の報告があったので、事務局に配布させる。

< 事務局が議席変更一覧表を配布 >

**委員長**

議席変更一覧表を御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

ただ今御確認いただいたとおり、本日付けをもって議席の変更を行うことで、議長、よろしいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、ただ今変更をいただいた議席には、本日の本会議の始めから御着席いただくが、登退庁ランプの調整については、本日の本会議散会後に行うことで、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

3 北朝鮮のミサイル発射に関する対応についてだが、去る11月29日、北朝鮮が弾道ミサイルを発射した。これは、国際社会の一致した平和的解決への強い意志を踏みにじる行為であり、本県議会の各会派からも事態を憂慮する声が寄せられている。ついては、本日の本会議において、北朝鮮による弾道ミサイル等の発射に重ねて断固抗議し、我が国独自の制裁措置のより一層の強化等を求める内容の決議を行うことでいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、議案を事務局に配布させる。

< 事務局が議案を配布 >

**委員長**

まず、案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、委員会審査の省略についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

## 委員長

次に、採決区分の確認についてだが、各会派賛成でよいか。

< 了 承 >

## 委員長

なお、無所属は私から確認しておく。

## 委員長

4 地方自治法施行70周年記念総務大臣表彰議員の氏名報告についてだが、去る11月20日、88番長峰宏芳議員が、地方自治の功勞により、地方自治法施行70周年記念総務大臣表彰を受賞された。ついては、本日の本会議の諸報告において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

## 委員長

5 全国都道府県議会議長会自治功勞表彰議員の氏名報告についてだが、去る10月26日、全国都道府県議会議長会から、在職10年以上の議員として、33番岡重夫議員、48番醍醐清議員、65番中屋敷慎一議員、67番石井平夫議員、68番神尾高善議員、69番岩崎宏議員、70番土屋恵一議員、71番高橋政雄議員、72番田村琢実議員、78番木村勇夫議員、92番田並尚明議員、93番浅野目義英議員及び私が、自治功勞により表彰された。ついては、本日の本会議の諸報告において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

## 野本委員

協議事項4の地方自治法施行70周年記念総務大臣表彰議員についてだが、地方自治法施行70周年記念総務大臣表彰議員は長峰議員との報告があった。この表彰は、極めて名誉ある表彰である。私の知る限り、埼玉県内の議員において、受賞したのは1人だけである。この10年間に埼玉県内で受賞した議員は1人ということである。これまでの長峰議員の活動が評価された、名誉ある表彰であるが、この件について、あらかじめ議長に報告はあったのか。私は、今日、事後的にこの場で報告を受けて済むような話ではないと考えているが、議長、どうであったのか。

## 議長

11月20日に表彰式があったところであるが、その1週間前に、私は受賞の報告を受けたところである。

## 野本委員

執行部はどうだったのか。いつ分かったのか。候補者の選任は報告できないのは分かるが、あらかじめ議長に報告していたのか。

**奥野副知事**

10月中に総務省への推薦を行っている。

**野本委員**

その段階では、誰を総務省へ推薦するか、議長へは報告していないのか。

**奥野副知事**

その段階では、議長への報告は行っていない。

**野本委員**

では、「この方を推薦する」との報告を議長へは行っていないのか。

**奥野副知事**

議長への報告は、行っていなかった。

**野本委員**

地方自治法施行70周年記念総務大臣表彰の表彰式は、天皇皇后両陛下御臨席の上、東京国際フォーラムで行われたと記憶している。なぜなら、当日に偶然、地元加須市の受賞者と会い、今日表彰式があると聞いたからである。しかし、県が推薦を行うのであれば、議長にもその旨の報告があつてしかるべきではないか。ここで長く話すと、長峰議員の功績に傷が付くため話したくないが、長峰議員は素晴らしい議員である。そういった議員を推薦したいと考え、県が推薦を行うのであれば、私は、推薦手続を行っている総務部長などが当然、議長にあらかじめ報告しておくべきと考えるが、そうではないのか。この表彰はそれだけ軽いものなのか。この表彰は10年に1回、県議会議員で受賞できるのは1人しかいないものである。こういった形で表彰したのか、教えていただきたい。

**奥野副知事**

詳しい経緯については、総務部に確認させていただきたい。

**委員長**

執行部におかれては、事実関係を確認させていただきたい。

**委員長**

暫時、休憩する。

### 奥野副知事

地方自治法施行70周年記念総務大臣表彰の経緯について、御報告させていただく。総務省から、7月7日に表彰候補者の選定依頼があり、これを受け、7月14日に総務部長から議会事務局長に対し、議員の候補者の選定について、依頼を行った。その際、8月10日までに提出するよう、依頼していたところ、議会側からは順番を付して2名の候補者の推薦があった。これを受け、8月22日に知事が総務大臣に対し、他の候補者を含めて推薦を行った。10月18日に総務省から内示があり、長峰議員本人に対し、受賞の意思があるか、口頭で確認させていただき、10月20日に長峰議員から回答を頂いたところである。

なお、総務省からは、1週間前までは、受賞者本人以外には通知しないようにと話を受けており、先ほど議長からお話しいただいたとおり、議長に御報告できたのは、表彰式の1週間前である。

### 野本委員

この表彰については、地方自治法という我々議会の基本法施行の一つのけじめの10年で、記念に表彰を行っている。正確な規定を確認したわけではないが、埼玉県内からは県議会議員だけでなく、市町村議会議員も含めた中から1人しか受賞できないはずである。大変な名誉であり、そして重要な表彰である。繰り返すが、地方自治法は我々議会の基本法である。これを記念する表彰の受賞について、一遍に報告して終わりという話ではないはずである。もちろん、歯を食いしばり血のにじむような努力により、全国議長会から在職10年以上で表彰を受けた先生方も、受賞されて当然である。そういうことを含め、議員の表彰、顕彰等については、しっかりとした対応を議会の方でも取っていただきたい。今聞いた説明では、議会事務局長と議長の間で何の連絡もないように思われる。しっかりとした対応をしないと、本会議で一遍に報告されるだけで、お祝いを言う機会すらない。議会の表彰や顕彰等については、皆がそろってお祝いの言葉を掛けることができるよう、議長にはお願いしたい。執行部の方も、心して対応していただきたい。

### 委員長

執行部におかれては、議案や協議事項の内容については、しっかりと答弁ができるよう、準備をお願いしたい。

### 委員長

6 質疑質問についての(1)質疑質問者氏名の確認についてだが、事務局に資料を配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

### 委員長

お手元の資料により、質疑質問者氏名を御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

次に、(2)質疑質問順位の決定についてだが、まず、12月8日(金)については、自民、民進・無所属、公明の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、12月11日(月)については、自民、県民、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**本木委員**

12月11日については、1番目が板橋智之議員、3番目が杉島理一郎議員でお願いします。

**委員長**

次に、12月12日(火)については、自民、共産党、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**本木委員**

12月12日については、1番目が神谷大輔議員、3番目が岡地優議員でお願いします。

**委員長**

次に、12月13日(水)については、自民、公明、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**本木委員**

12月13日については、1番目が美田宗亮議員、3番目が荒木裕介議員でお願いします。

**委員長**

次に、12月14日(木)については、全て自民であるので、自民の中で順位を調整することによいか。

< 了 承 >

**本木委員**

12月14日については、1番目が飯塚俊彦議員、2番目が柿沼トミ子議員、3番目が齊藤正明議員でお願いします。

**委員長**

それでは、質問順位を確認する。

<委員長、調整結果(別紙)を読み上げる。>

## 委員長

7 意見書・決議案についてだが、本日御協議いただいている件を除き、件名については、一般質問中日・12月12日(火) 案文については、一般質問最終日・12月14日(木) それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力をお願いする。

なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・12月22日(金)の朝の議会運営委員会までに、御報告をお願いする。

## 委員長

議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

## 委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

## 委員長

9 その他に入る前に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することでよいか。

< 了 承 >

## 委員長

その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

## 議事課長

本日午前9時30分現在、59番藤林富美雄議員から欠席届が提出されている。

## 委員長

次に、(2)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・12月8日(金)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

## 委員長

次に、(3)本会議開会時刻についてだが、準備ができ次第直ちに開会することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

1 特別委員の所属変更についてだが、井上将勝議員から、公社事業対策特別委員会から経済・雇用対策特別委員会へ所属変更したい旨の申出があった。ついては、井上将勝議員を公社事業対策特別委員会から経済・雇用対策特別委員会へ所属変更することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

この件については、本日の本会議において、異議なし採決でお諮りすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、無所属は私から確認しておく。

**委員長**

2 図書室委員の任命についてだが、畠山稔議員の議員辞職に伴い1名欠員となっている同委員に、民進・無所属から、木村勇夫議員を任命されたい旨の申出があった。ついては、木村勇夫議員を図書室委員に任命することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、木村勇夫議員を図書室委員に任命することで、議長、よろしいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議員控室の一部変更についてだが、会派別所属議員数の変更に伴い、議員控室の変更の必要が生じている。総務課長にその内容を説明させる。

**総務課長**

議員控室の一部変更について、御説明申し上げます。民進党・無所属の会の所属議員数が9名となったため、資料1のとおり議員控室の変更をお願いするものである。変更案の内容についてだが、現在、民進党・無所属の会議員控室は4スパンであるが、資料のとおり、3スパンに変更させていただくものである。

なお、減らした1スパンのスペースには、会議室を設置させていただこうとするものである。よろしくお願い申し上げます。

**委員長**

ただ今の説明のとおり、変更することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、今後、詳細を調整の上、変更を行うこととするので、御承知おき願う。

**委員長**

4 予算特別委員会についてだが、去る11月27日(月)の議運において、予算特別委員会の設置に向けた協議を進めていくこととさせていただいた。そこで、昨年度の予算特別委員会設置要綱及び議会運営委員会決定事項を基に、正副委員長案として、お手元の資料2のとおり、予算特別委員会設置要綱(案)及び議会運営委員会決定事項(案)を作成したので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

なお、予算特別委員会設置要綱(案)については、現在の議員数を踏まえ、委員の数を昨年度から2名減としている。

**委員長**

各会派におかれては、持ち帰り検討いただき、今後の議運で御協議いただきたいと存じますので、よろしく願います。

**委員長**

5 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**本木委員**

本会議前のお忙しいところではあるが、お時間を頂きたいと思う。  
私たちは、今定例会で、議員提出議案として条例案を提案したいと考えている。  
条例案の概要をお配りして、御説明させていただきたいと思う。  
委員長におかれては、よろしくお取り計らいをお願いします。

**委員長**

それでは、自民の条例案の概要を事務局に配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

**委員長**

それでは、説明をお願いします。

**本木委員**

お配りした条例案の概要を御覧願う。  
本県は、今後、全国一のスピードで高齢化が進行すると見込まれており、さらに総人口・

生産年齢人口の減少による社会の活力の低下が懸念されている。また、小規模企業は、地域に根ざし、地元の需要に応え、雇用を担っているが、人口減少、高齢化、海外との競争の激化などに直面し、売上げや事業者数の減少、経営層の高齢化等の課題を抱えているのが実情である。こうした状況の中、小規模企業への支援を県が一層積極的に取り組むことで、小規模企業の事業の持続的な発展を図ることにより、地域全体が活性化し、ひいては社会全体の活力の向上につながるものとする。

そこで、私たちは、小規模企業の振興の基本となる事項を定め、小規模企業の事業の持続的な発展を図ることにより、県経済の活性化及び県民生活の向上に寄与することとなる「埼玉県小規模企業振興基本条例」案を提案したいと考えている。

各会派におかれては、お持ち帰りの上、御検討いただくようお願い申し上げます。

#### 委員長

ただ今の件については、今後の議運で御協議いただきたいと思うので、よろしく申し上げます。

#### 委員長

6 その他に入る前に申し上げます。

本日から一般質問に入るが、質問時にパネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げます。

#### 委員長

その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

#### 議事課長

本日午前9時30分現在、59番藤林富美雄議員から欠席届が提出されている。

#### 委員長

次に、(2)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・12月14日(木)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

## 委員長

1 知事追加提出議案についてだが、奥野副知事の説明を求める。

## 奥野副知事

委員長のお許しをいただいたので、本日、追加提案をお願いする議案について、御説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会平成29年12月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。追加提案する議案は、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」など計4件である。

去る10月19日に、職員の給与等について、議長及び知事に対して、県人事委員会から勧告があった。その取扱いについて慎重に検討を行ってきた。その結果、人事委員会の勧告の内容や国の動向などを踏まえ、特別職及び一般職の給与等を改定するものである。

なお、今回の給与改定に伴う所要額については、既定予算の範囲内で対応可能なことから、予算の補正は見送らせていただきたいと存じる。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。

引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

## 企画財政部長

それでは、お許しをいただいたので、本日追加提案をお願いする条例案について、お手元の資料により御説明させていただきます。

去る10月19日に職員の給与等について、県人事委員会から報告、勧告及び意見があった。その主な内容は、給料表について若年層に重点を置いて平均0.17%引き上げる、地域手当について9.7%から9.8%に引き上げる、勤勉手当について年間支給割合を0.1月分引き上げ期末・勤勉手当の年間支給月数を4.3月から4.4月とする、医師などに支給される初任給調整手当の上限額を引き上げるなどである。

本日追加提案させていただく条例は、この人事委員会の勧告等の内容に基づき、関連条例を改正するものである。

詳細については、資料2「条例案の概要」を御覧いただきたいと存じる。

1番は、特別職等の期末手当について、国の動向や一般職の勤勉手当の引上げ等を総合的に勘案し、年間支給割合を0.05月分引き上げるものである。2番は、人事委員会の勧告に基づき、知事部局、教育局及び警察本部などの職員の給与を改正するものである。2ページの3番は、国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、国に準じて退職手当の調整率を改定するものである。3ページの4番は、先ほどの2番と同様に、教員など学校職員の給与を改正するものである。

以上が、本日追加提案をお願いする議案の概要である。よろしく願います。

## 委員長

ただ今説明のあった知事追加提出議案については、本日の本会議の冒頭に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことでよいか。

< 了 承 >

### 委員長

次に、第124号議案ないし第127号議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は次の本会議休憩中速やかに、ということではいかがか。

< 了 承 >

### 委員長

2 議案（第94号議案ないし第123号議案）及び請願の各委員会付託についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

### 委員長

3 議員提出議案についての（1）条例案についてだが、去る12月8日（金）の議運で自民から提案のあった条例案1件が提出されたので、御報告する。

まず、ア 案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

### 委員長

次に、イ 提案説明の有無の確認についてだが、議第30号議案は、提案者を代表して、54番齊藤邦明議員が提案説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

### 委員長

次に、この議案の取扱いについてだが、本日の本会議の一般質問1人目終了後に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことでいかがか。

< 了 承 >

### 委員長

次に、議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は次の本会議休憩中速やかに、ということではいかがか。

< 了 承 >

### 委員長

次に、（2）意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の柱は、お手元の資料1のとおり、意見書15件、決議2件、合計17件であるので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

なお、案文については、さきの議運においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提出して下さるようお願いする。

< 了 承 >

**委員長**

4 予算特別委員会についてだが、去る12月8日(金)の議運において、お手元の資料2のとおり、予算特別委員会設置要綱(案)及び議会運営委員会決定事項(案)を配布させていただいた。各会派におかれては、持ち帰り、検討いただいたことと思うが、この案のとおり決定することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、そのように決定した。

**委員長**

次に、予算特別委員会の設置の件は、最終日の本会議において、異議なし採決でお諮りすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、無所属は私から確認しておく。

**委員長**

次に、委員配分についてだが、定数30人を、埼玉県議会委員会規程第2条第1項の規定に基づき配分すると、自民18人、民進・無所属3人、公明3人、県民3人、共産党2人、改革1人となるので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

なお、去る平成29年2月定例会で提出された予定者名簿から委員の変更を要する会派は、速やかに御報告をお願いする。

**委員長**

5 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

**委員長**

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

6 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、59番藤林富美雄議員から欠席届が提出されている。

**委員長**

次に、(2)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、議第30号議案の提案説明終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、12時15分を目途に再開できればと考えている。

**委員長**

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

**委員長**

1 第124号議案ないし第127号議案及び議第30号議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、4番中川浩議員から、第124号議案、第125号議案及び第127号議案に対する質疑、3番木下博信議員から、議第30号議案に対する質疑の通告書が提出されている。ほかにはなしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、質疑の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

3 その他に入る前に申し上げる。

請願に対する討論についての申合せ事項ただし書に基づき、討論を希望する場合には、特別委員会日・12月20日(水)午後5時までに、私宛てに申し出てくださいよう、よろしく御協力願う。

本件については、最終日・12月22日(金)の議運で御協議をお願いします。

**委員長**

その他の(1)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、請願審査のための議運を12月18日(月) 常任委員会終了後に開会することによりか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

**【請願の継続審査を求める動議についての発言】**

**本木委員**

領収書のインターネット公開については、政務活動費の信頼性を向上させるための一つの手法に過ぎず、その他の手法も含め、幅広い議論の中で検討すべきものであるが、現在、係争中の案件もあるので、司法の判断を踏まえて政務活動費の議論をすべきである。

また、9月定例会の審査の中で、請願を採択すると、議会全体の議論の前に一つの手法を確定させてしまうことが懸念されるとの意見もあった。これらの状況は、9月定例会から何ら変わっていないことから、今定例会においても引き続き継続審査とすべきである。

---

**【議事の続行を求める動議についての発言】**

**石川委員**

本請願が継続している間にも、県内11市4町の議会が政務活動費のインターネット公開を始めている。今会期中での審査をお願いしたい。

---

**【議会の運営に関する事項】**

**委員長**

次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、最終日・12月22日(金)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

平成29年12月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成29年12月22日(金)第1回)

---

**委員長**

1 議会運営委員会、各常任委員会及び決算特別委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

2 決算特別委員会「改善又は検討を要する事項」の配布についてだが、決算特別委員長から、本日の委員長報告に係る資料として、お手元の決算特別委員会「改善又は検討を要する事項」を本会議場に配布したいとの申出があったので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

3 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願に対して討論を行いたい旨の申出はなかったので、御報告する。

**委員長**

4 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料1の案のとおり決定することに御異議ないか。

< 異議なし >

**委員長**

御異議なしと認め、お手元の資料1の案のとおり決定した。

**委員長**

5 意見書・決議案についてだが、去る12月12日(火)(一般質問中日)までに、各会派から提出された意見書・決議案の柱17件(意見書15件、決議2件)について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料2の一覧表のとおり、共同提案4件(意見書4件)となったので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

また、その他の6件は、各会派間で調整した結果、全会派での提案とはならなかったが、意見書4件、決議2件を提案していただきたいとの申出があり、これを認めたので、御報告申し上げます。

**委員長**

6 予算特別委員会についてだが、去る12月14日(木)の議運において、お手元の資料3「埼玉県予算特別委員会設置要綱(案)」のとおり予算特別委員会を設置することで御

決定いただいた。まず、予算特別委員会に、平成30年度当初予算の総合的審査及び関連する事項の調査の件を付託の上、閉会中の継続審査とすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、委員の選任についてだが、お手元の資料4の名簿のとおり選任することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

以上、予算特別委員会の設置、付託事件、付託事件の継続審査決定及び委員の選任については、委員長報告終了後に異議なし採決によりお諮りすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、無所属は私から確認しておく。

**委員長**

また、正副委員長互選のための委員会を、次の本会議の休憩中に開会することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

7 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

8 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、59番藤林富美雄議員から欠席届が提出されている。

**委員長**

次に、(2)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、正副委員長互選のための予算特別委員会閉会后とすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、委員長報告に対する質疑等の発言通告の手続のため、午後2時を目途に再開できればと考えている。

**委員長**

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

この後、第2回の議運において、県民からの申し出により、共同提案が4件から5件に、その他が6件から5件に変更となったことを了承。

**委員長**

1 予算特別委員会正副委員長の互選結果についてだが、委員長に小島信昭委員が、副委員長に蒲生徳明委員及び宮崎栄治郎委員が、それぞれ互選された。

については、次の本会議の冒頭でこの旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

2 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議案に対する討論の有無の確認についてだが、14番前原かづえ議員から第90号議案及び第91号議案に対する反対討論、92番田並尚明議員から第90号議案及び第91号議案に対する賛成討論、16番大嶋和浩議員から第90号議案及び第91号議案に対する賛成討論、31番秋山文和議員から第97号議案、第101号議案、第124号議案及び第126号議案に対する反対討論、19番井上航議員から第97号議案に対する賛成討論、3番木下博信議員から第101号議案に対する賛成討論並びに第124号議案及び第125号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

4 議案及び請願の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その1)のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

5 知事追加提出議案についてだが、去る12月4日の議運において説明のあった、人事案件についてである。

まず、(1)審議手続についてだが、人事に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、( 2 )採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表( その 2 )のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

6 議員提出議案についてだが、無所属県民会議からの申出により、さきの議運において御了承いただいた共同提案の件数が4件から5件に変更となったので、御了承願う。

< 了 承 >

**石川委員**

土壇場での変更となり、委員の皆様には御迷惑をお掛けした。

**委員長**

各会派に申し上げるが、質問通告や採決態度については、十分、慎重に御確認のうえ、取扱いいただき、混乱を招くことのないよう、改めて申し上げる。

**委員長**

事務局に資料を配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

**委員長**

( 1 )案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、( 2 )提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、( 3 )質疑の有無の確認についてだが、18番石川忠義議員から議第40号議案に対する質疑の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、( 4 )委員会審査の省略の確認についてだが、省略することよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、( 5 ) 討論の有無の確認についてだが、92番田並尚明議員から議第40号議案に対する反対討論、18番石川忠義議員から議第40号議案に対する反対討論、15番金子正江議員から議第36号議案、議第37号議案、議第39号議案及び議第40号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、( 6 ) 採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

7 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

**委員長**

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

8 その他の( 1 ) 2月定例会の会期予定案についてだが、この件については、2月20日(火)から3月27日(火)の日程で、執行部と調整をしているので、報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

**委員長**

次に、( 2 ) 本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

**田並委員**

議第40号議案の採決態度についてだが、急きょ、会派としての決定を覆し、委員の皆様との信頼関係を著しく傷つけてしまう結果となり、強く反省し、お詫び申し上げます。